

別表 2 の 1 一般廃棄物処理施設設置者に対する行政処分の基準（要綱第 7 条関係）

処分の要件	処分の内容						
<p>1 法第 9 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号に該当するとき。 (設置者が欠格要件に該当するに至ったとき。)</p>	<p>事業の 許可の取消し</p>						
<p>2 法第 9 条の 2 の 2 第 1 項第 2 号に該当するとき。 (設置者が次の違反行為又は違反行為への関与をしたとき。)</p> <table border="1" data-bbox="204 533 1209 1543"> <tr> <td data-bbox="204 533 1209 1178"> <p>① 法第 25 条第 1 項各号及び同条第 2 項に規定する違反行為 無許可営業 (第 1 項第 1 号) 不正手段による営業許可取得 (第 1 項第 2 号) 無許可事業範囲変更 (第 1 項第 3 号) 不正手段による事業範囲変更許可取得 (第 1 項第 4 号) 事業停止命令違反、措置命令違反 (第 1 項第 5 号) 委託基準違反 (第 1 項第 6 号) 名義貸しの禁止違反 (第 1 項第 7 号) 処理施設無許可設置 (第 1 項第 8 号) 不正手段による施設設置許可取得 (第 1 項第 9 号) 処理施設無許可変更 (第 1 項第 10 号) 不正手段による施設変更許可取得 (第 1 項第 11 号) 無確認輸出 (第 1 項第 12 号) 廃棄物の投棄禁止違反 (第 1 項第 14 号) 廃棄物の焼却禁止違反 (第 1 項第 15 号) 無確認輸出・不法投棄・不法焼却未遂 (第 2 項)</p> </td> <td data-bbox="1209 533 1452 1543" rowspan="3"> <p>事業の 許可の取消し</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 1178 1209 1460"> <p>② 法第 26 条各号に規定する違反行為 委託基準違反、再委託禁止違反 (第 1 号) 処理施設の改善命令・使用停止命令違反、改善命令違反 (第 2 号) 処理施設の無許可譲受け、無許可借受け (第 3 号) 無許可輸入 (第 4 号) 輸入許可条件違反 (第 5 号) 廃棄物の不法投棄・不法焼却目的の収集運搬 (第 6 号)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 1460 1209 1543"> <p>③ 法第 27 条に規定する違反行為 無確認輸出予備</p> </td> </tr> </table>	<p>① 法第 25 条第 1 項各号及び同条第 2 項に規定する違反行為 無許可営業 (第 1 項第 1 号) 不正手段による営業許可取得 (第 1 項第 2 号) 無許可事業範囲変更 (第 1 項第 3 号) 不正手段による事業範囲変更許可取得 (第 1 項第 4 号) 事業停止命令違反、措置命令違反 (第 1 項第 5 号) 委託基準違反 (第 1 項第 6 号) 名義貸しの禁止違反 (第 1 項第 7 号) 処理施設無許可設置 (第 1 項第 8 号) 不正手段による施設設置許可取得 (第 1 項第 9 号) 処理施設無許可変更 (第 1 項第 10 号) 不正手段による施設変更許可取得 (第 1 項第 11 号) 無確認輸出 (第 1 項第 12 号) 廃棄物の投棄禁止違反 (第 1 項第 14 号) 廃棄物の焼却禁止違反 (第 1 項第 15 号) 無確認輸出・不法投棄・不法焼却未遂 (第 2 項)</p>	<p>事業の 許可の取消し</p>	<p>② 法第 26 条各号に規定する違反行為 委託基準違反、再委託禁止違反 (第 1 号) 処理施設の改善命令・使用停止命令違反、改善命令違反 (第 2 号) 処理施設の無許可譲受け、無許可借受け (第 3 号) 無許可輸入 (第 4 号) 輸入許可条件違反 (第 5 号) 廃棄物の不法投棄・不法焼却目的の収集運搬 (第 6 号)</p>	<p>③ 法第 27 条に規定する違反行為 無確認輸出予備</p>	<p>事業の 許可の取消し</p>		
<p>① 法第 25 条第 1 項各号及び同条第 2 項に規定する違反行為 無許可営業 (第 1 項第 1 号) 不正手段による営業許可取得 (第 1 項第 2 号) 無許可事業範囲変更 (第 1 項第 3 号) 不正手段による事業範囲変更許可取得 (第 1 項第 4 号) 事業停止命令違反、措置命令違反 (第 1 項第 5 号) 委託基準違反 (第 1 項第 6 号) 名義貸しの禁止違反 (第 1 項第 7 号) 処理施設無許可設置 (第 1 項第 8 号) 不正手段による施設設置許可取得 (第 1 項第 9 号) 処理施設無許可変更 (第 1 項第 10 号) 不正手段による施設変更許可取得 (第 1 項第 11 号) 無確認輸出 (第 1 項第 12 号) 廃棄物の投棄禁止違反 (第 1 項第 14 号) 廃棄物の焼却禁止違反 (第 1 項第 15 号) 無確認輸出・不法投棄・不法焼却未遂 (第 2 項)</p>	<p>事業の 許可の取消し</p>						
<p>② 法第 26 条各号に規定する違反行為 委託基準違反、再委託禁止違反 (第 1 号) 処理施設の改善命令・使用停止命令違反、改善命令違反 (第 2 号) 処理施設の無許可譲受け、無許可借受け (第 3 号) 無許可輸入 (第 4 号) 輸入許可条件違反 (第 5 号) 廃棄物の不法投棄・不法焼却目的の収集運搬 (第 6 号)</p>							
<p>③ 法第 27 条に規定する違反行為 無確認輸出予備</p>							
<p>3 法第 9 条の 2 第 1 項第 3 号に該当するとき。 (設置者が次の違反行為又は違反行為への関与をしたとき。)</p> <table border="1" data-bbox="204 1641 1209 2051"> <tr> <td data-bbox="204 1641 1209 1727"> <p>① 法第 28 条第 2 号に規定する違反行為 土地形質変更の計画変更命令・措置命令違反</p> </td> <td data-bbox="1209 1641 1452 1727"> <p>事業の停止 90日間</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 1727 1209 1812"> <p>② 法第 29 条第 2 号に規定する違反行為 処理施設使用前検査受検義務違反</p> </td> <td data-bbox="1209 1727 1452 1812"> <p>事業の停止 60日間</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 1812 1209 2051"> <p>③ 法第 29 条各号に規定する違反行為 保管届出義務違反 (第 1 号 (第 12 条第 3 項又は第 12 条の 2 第 3 項に係る部分に限る。)) 土地形質変更届出義務違反・虚偽届出 (第 16 号)</p> </td> <td data-bbox="1209 1812 1452 2051"> <p>事業の停止 30日間</p> </td> </tr> </table>	<p>① 法第 28 条第 2 号に規定する違反行為 土地形質変更の計画変更命令・措置命令違反</p>	<p>事業の停止 90日間</p>	<p>② 法第 29 条第 2 号に規定する違反行為 処理施設使用前検査受検義務違反</p>	<p>事業の停止 60日間</p>	<p>③ 法第 29 条各号に規定する違反行為 保管届出義務違反 (第 1 号 (第 12 条第 3 項又は第 12 条の 2 第 3 項に係る部分に限る。)) 土地形質変更届出義務違反・虚偽届出 (第 16 号)</p>	<p>事業の停止 30日間</p>	<p>事業の停止 90日間 事業の停止 60日間 事業の停止 30日間</p>
<p>① 法第 28 条第 2 号に規定する違反行為 土地形質変更の計画変更命令・措置命令違反</p>	<p>事業の停止 90日間</p>						
<p>② 法第 29 条第 2 号に規定する違反行為 処理施設使用前検査受検義務違反</p>	<p>事業の停止 60日間</p>						
<p>③ 法第 29 条各号に規定する違反行為 保管届出義務違反 (第 1 号 (第 12 条第 3 項又は第 12 条の 2 第 3 項に係る部分に限る。)) 土地形質変更届出義務違反・虚偽届出 (第 16 号)</p>	<p>事業の停止 30日間</p>						

別表 2 の 1 一般廃棄物処理施設設置者に対する行政処分の基準（要綱第 7 条関係）

事故時応急措置命令違反（第 17 号）	応急措置に必要な 期間の停止
④ 法第 30 条各号に規定する違反行為 帳簿備付け・記載・虚偽記載・保存義務違反（第 1 号） 事業廃止・事業変更届出義務違反、処理施設変更届出・処理施設相続届出義務違反、 虚偽届出（第 2 号） 定期検査拒否・妨害・忌避（第 3 号） 維持管理事項記録・虚偽記載・備付け義務違反（第 4 号） 報告拒否、虚偽報告（第 6 号） 立入検査拒否・妨害・忌避（第 7 号） 技術管理者設置義務違反（第 8 号）	事業の停止 30 日間
⑤ その他の違反行為	事業の停止 10 日間
4 法第 9 条の 2 第 1 項第 1 号に該当するとき。 （処理施設の構造又はその維持管理が、法で規定する技術上の基準又は許可申請書に 記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画に、適合していないとき。）	
改善が不可能な場合（法第 9 条の 2 の 2 第 2 項を適用）	処理施設の許可の 取消し
改善が可能な場合	処理施設の使用停 止 改善に必要な期間
5 法第 9 条の 2 第 1 項第 2 号に該当するとき。 （設置者の能力が許可の基準に適合していないとき。）	
改善が不可能な場合（法第 9 条の 2 の 2 第 2 項を適用）	処理施設の許可の 取消し
改善が可能な場合	処理施設の使用停 止 改善に必要な期間
6 法第 9 条の 2 第 1 項第 4 号に該当するとき。 （設置者が処理施設の許可に付した条件に違反したとき。）	処理施設の使用 停止 30 日間